

～公益法人だより～

第6号 平成28年9月1日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

本年度も9月から定期の立入検査を実施させていただく時期となりましたので、今回は、昨年度の立入検査時によくあった指摘事項についてお知らせします。下記の指摘事項に該当しないかどうかをご確認いただき、改善が必要な事項は速やかな改善に努めてください。

また、収支相償の判定における剰余金の解消方策等として公益法人認定法に定められている特定費用準備資金および資産取得資金について、その制度の内容や活用上の留意点等についてお知らせしますので、これらの制度を活用される際のご参考にしてください。

なお、今後掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えています。

立入検査時によくあった指摘事項

社員総会（評議員会）の招集について、理事会の決議を経ていなかった。

法人法第38条第2項（第181条第1項）の規定により、社員総会（評議員会）を招集するためには、理事会の決議によって日時・場所・目的等の事項を決定する必要があるため、これらの事項を理事会の決議を経ることなく理事長・事務局等のみで決定し、招集通知を送付することはできません。

【昨年度における事例】

社員総会の日時・場所等について、理事会における決議事項とせず報告事項として報告のみを行い、社員総会を招集していた。

理事会において、代表理事および業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告ができていない。

法人法第91条第2項の規定により、代表理事および業務執行理事は、自己の職務の執行状況を3ヶ月に1回以上（定款で規定することにより「毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上」とすることも可能）理事会に報告しなければなりません。

【昨年度における事例】

代表理事のみが職務執行状況を報告しており、その他の業務執行理事（副理事長・専務理事など）による報告ができていなかった。

定時社員総会（定時評議員会）の招集の通知を発する際に、社員（評議員）に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告ならびに監査報告を提供できていない。

法人法第 125 条の規定により、定時社員総会（定時評議員会）の招集の通知を送付する際には、理事会の承認を受けた計算書類等の必要書類を社員（評議員）に対して提供しなければなりません。

【昨年度における事例】

理事会で承認を受けた計算書類等をまとめた社員総会の議案書を総会当日に出席者のみに配布しており、総会の招集時における提供ができていなかった。

財産目録において、公益目的保有財産についてその旨が明記されていない。

公益目的保有財産については、財産目録において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示することとなっています（公益法人認定法施行規則第 31 条第 3 項、同 25 条第 1 項）。具体的には、財産目録の使用目的欄において、公益目的保有財産である旨を明記することにより他の財産と区分して表示する必要があります。また、公益目的保有財産を他の事業にも共用している場合は、その共用割合についても記載することが適当です。

【昨年度における事例】

財産目録に使用目的欄が無く、公益目的保有財産である旨が明記されていなかった。

正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計に計上すべき収益が公益目的事業会計以外の会計区分に計上されている。

公益法人認定法第 18 条各号において、公益目的事業のために使用すべき財産が列記されており、これらの財産を受け入れた場合、その収益は公益目的事業会計に計上する必要があります。とりわけ、下記のような収益については、計上区分の誤りが見受けられますのでご注意ください（その他の収益についても、その目的等に応じて対応する会計区分に計上する必要があります）。

・ 公益目的保有財産の運用益：その全額を公益目的事業会計に計上する必要がありますが、対応する資産の運用益を他の事業にも共用されている場合（共用財産の場合）は、その共用割合に応じて運用益を配賦する必要があります。

・ 寄附金収入：使途の定めのない寄附金はその全額を公益目的事業会計に、使途の定めのある寄附金は、その定めの内容に応じた会計区分に計上する必要があります。ただし、公益目的事業以外のために使途の指定をする場合、どの事業区分にどれだけの割合で使用すべきかという定めが必要であり、どの事業区分でも使用できるような使途の定め方の場合は、使途の定めがないものとみなし、公益目的事業の収入とする必要があります。

（FAQ問 - 4 - 参照）

【昨年度における事例】

- ・ 公益目的保有財産の共用割合とその運用益の配賦割合が異なっていた。
- ・ 使途の定めのない寄附金収入を法人会計の収入としていた。

正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計以外の会計区分で計上すべき費用が公益目的事業会計で計上されている。

公益目的事業会計における費用額は、公益目的事業比率などの認定基準の判定の基礎となりますので、適正に計上される必要があります。とりわけ、下記のような費用については、一般的に、公益目的事業を実施するために要する費用とはみなされず、公益目的事業会計の費用として計上することはできませんので、ご注意ください（その他の費用についても、その目的等に応じて対応する会計区分に計上する必要があります）。（ガイドライン - 7 - (1) 参照）

- ・ 総会・評議員会・理事会の開催に要する費用
- ・ 登記に要する費用、登記を司法書士等に委託した場合の委託費
- ・ 監事の報酬、顧問税理士等へ計算書類の作成・監査を委託した場合の委託費
- ・ 社員や職員等への慶弔費
- ・ 単なる上部団体への会費等の負担金（FAQ問 - 参照）

【昨年度における事例】

- ・ 社員に対して支払った慶弔費を公益目的事業の費用としていた。
- ・ 監事に対して支払った役員報酬を公益目的事業会計にも配賦していた。

特定費用準備資金および資産取得資金の活用

特定費用準備資金・資産取得資金とは

(1) 特定費用準備資金

(定義) 認定法施行規則第 18 条において、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用として定義されており、下記のような要件を満たすことが必要とされています。

(要件) 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

他の資金と明確に区分して管理されていること（特定資産として管理すること）、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

積立限度額が合理的に算定されていること。

特別の手続きの定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について、事業報告等に準じた備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

(別表 A：収支相償との関係)

- ・ 別表 A の第二段階において、当期取崩額を収入に、当期積立額を費用として算入します（公益目的の特定費用準備資金に限る）
- ・ ある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事業のための特定費用準備資金として計画的に積み立てることで、中長期的には収支が均衡する

ことが確認されれば、収支相償の基準は満たすものとします。(FAQ問 - 2 - 参照)

(別表B：公益目的事業比率との関係)

- ・当期積立額を費用額に算入し、取崩額を費用額から控除します(マイナス表記で記入します)。

(別表C：遊休財産の保有制限との関係)

- ・当期積立額を公益目的の事業費に算入(遊休財産の保有上限額に算入)し、取崩額を公益目的の事業費から控除(遊休財産の保有上限額から控除)します(公益目的の特定費用準備資金に限る)。
- ・特定費用準備資金に位置付けられた財産は、控除対象財産に該当し、遊休財産額から控除されます。

(2) 資産取得資金

(定義) 認定法施行規則第22条第3項第3号において、特定の財産(公益目的保有財産または公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)の取得又は改良に充てるために保有する資金として定義されており、下記のような要件を満たすことが必要とされています。

(要件) 当該資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること。

他の資金と明確に区分して管理されていること(特定資産として管理すること)、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手續が定められていること。

当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額が合理的に算定されていること。

特別の手續きの定め並びに の最低額及びその算定の根拠について、事業報告等に準じた備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

(別表A：収支相償との関係)

- ・50%超繰入れの場合(別表A(2)を使用する場合) 第二段階において、当期取崩額を収入に、当期積立額を費用として算入します(公益目的の資産取得資金に限る)。
- ・50%繰入れの場合(別表A(1)を使用する場合)であって、ある事業年度において剰余金が生じる場合、当該剰余金を当期における公益目的の資産取得資金に繰入れた場合には、収支相償の基準は満たされているものとして扱います。(ガイドライン - 5 .(4) 参照)
- ・50%繰入れの場合(別表A(1)を使用する場合)であって、前年度において剰余金が発生している場合、当該剰余金の額から当期積立額を控除した額を当期の収入に加算します。

(別表B：公益目的事業比率との関係)

- ・公益目的事業比率には影響を及ぼしません。

(別表C：遊休財産の保有制限との関係)

- ・遊休財産の保有上限額には影響を及ぼしません。
- ・資産取得資金に位置付けられた財産は、控除対象財産に該当し、遊休財産額から控除されます。

活用上の留意点

特定費用準備資金および資産取得資金について、それぞれ下記のような場合には、当該資金を取り崩す必要がありますのでご注意ください。

	特定費用準備資金	資産取得資金
取り崩す必要がある場合	当該資金の目的の支出がなされた場合 各事業年度終了の時ににおける積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 (認定法施行規則第18条第4項参照)	当該資金の目的の支出がなされた場合 各事業年度終了の時ににおける財産の取得又は改良に必要な最低額が当該資金の額を下回るに至った場合 正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合 (認定法施行規則第22条第4項において読み替えて準用する第18条第4項参照)

おわりに

例年、立入検査実施の1カ月前頃に送付する立入検査実施通知において、事前にご提出いただきたい書類や検査当日にご準備いただきたい書類を記載しています。これらの書類をご提出およびご準備いただくことで、当日の検査をスムーズに進めることができますので、検査対象となった法人の皆さまのご協力をお願いします。

なお、当日ご準備いただく書類のうち、法人運営関係および会計関係の書類については、基本的には、直近の事業年度分(今年度の場合平成27年度分)をご準備いただければ足りませんが、場合によっては、過去の事業年度の書類を見せていただく場合もありますので、その際にはご協力をお願いします。

以上